

令和7年広審第23号

裁 決  
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

受 審 人 a 2

職 名 A次席一等航海士

海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官渡辺博史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和7年6月24日02時26分半

来島海峡 愛媛県小島南東岸

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 499トン  
全長 73.00メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出力 1,471キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋中央前部に操船コンソールを設け、同コンソール中央に舵輪が、その前方にGPSコンパスのレピーターコンパス及び電子海図システム、右舷側に機関遠隔操縦装置及びGPSプロッター、左舷側にレーダー2台をそれぞれ備え、a1及びa2両受審人ほか4人が乗り組み、空船で、船首2.1メートル船尾3.5メートルの喫水をもって、令和7年6月23日15時30分関門港若松区を発し、来島海峡西水道（以下「西水道」という。）を経由する予定で兵庫県東播磨港に向かった。

ところで、西水道上には、来島海峡第3大橋（以下「第3大橋」という。）が架けられており、第3大橋の北側中央に来島海峡第3大橋橋梁灯（C1灯）（以下「C1灯」という。）、東側に来島海峡第3大橋橋梁灯（L1灯）、西側に来島海峡第3大橋橋梁灯（R1灯）がそれぞれ設置されていた。

また、a1受審人は、発航前、関門港若松区から東播磨港までの予定針路を電子海図システムに入力し、西水道では小島北方沖合で同針路を船首目標のC1灯に向け転針して西水道を通航するように入力していた。

a1受審人は、出港操船に引き続いて船橋当直に就き、周防灘を東行し、21時00分山口県祝島南方沖合で、一等航海士に船橋当直を引き継いで降橋した。

a2受審人は、翌24日00時30分愛媛県北条港西方沖合で、一

等航海士から引き継いで単独の船橋当直に就き、電子海図システム、GPSプロッター及びレーダー2台をそれぞれ作動させ、来島海峡に向けて東行した。

a 1受審人は、01時51分小島東灯標から290度（真方位、以下同じ。）4.0海里の地点に至り、間もなく来島海峡航路を通航する状況であったが、a 2受審人は来島海峡航路の通航経験が豊富であったので単独での操船を任せても無難に航行できるものと思い、昇橋して自ら操船の指揮を執らなかった。

a 2受審人は、逆潮の来島海峡航路を南下し、02時03分小島東灯標から310度2.7海里の地点で、針路を122度に定めて自動操舵とし、10.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 2受審人は、小島北方沖合に至り、一時的に視程が約500メートルとなったことをa 1受審人に報告せずに単独で当直を続け、02時19分小島東灯標から040度630メートルの地点で、手動操舵で西水道に向けて右転を開始した。

a 2受審人は、右転開始後、船首目標のC1灯を探しながら転舵を繰り返していたところ、02時21分半小島東灯標から088度400メートルの地点に達したとき、小島南東岸まで900メートルのところとなり、その後左右交互に転舵を繰り返して予定針路から逸脱する状況であったが、船首目標のC1灯を探すことに気を奪われ、レピーターコンパスで船首方位を確認するなど、針路の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 2受審人は、左右交互に転舵を繰り返しながら小島南東岸に向かって続航し、02時26分半少し前船首至近に小島を認め、左舵一杯及び機関を中立運転としたものの、及ばず、02時26分半

小島東灯標から203度660メートルの地点において、Aは、船首が246度を向き、7.6ノットの速力となったとき、小島南東岸の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は霧で風はほとんどなく、潮候は下げ潮の末期にあたり、愛媛県今治市には大雨、雷注意報が発表されていた。

a 1 受審人は、船体の衝撃に気付いて直ちに昇橋し、小島南東岸の浅所に乗り揚げたことを知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船首部船底外板に凹損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、来島海峡において、西水道を南下する際、針路の確認が不十分で、小島に向かって進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、来島海峡航路を通航する際、自ら操船の指揮を執らなかったことと、船橋当直者が、針路の確認を十分に行わなかったことによるものである。

a 2 受審人は、夜間、来島海峡において、西水道を南下する場合、予定針路から逸脱することのないよう、レピーターコンパスで船首方位を確認するなど、針路の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首目標のC 1 灯を探すことに気を奪われ、針路の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、小島南東岸に向かって進行して同岸の浅所へ乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

a 1 受審人は、夜間、来島海峡において、来島海峡航路を通航する場合、自ら操船の指揮を執るべき注意義務があった。しかるに、同人は、a 2 受審人は同航路の通航経験が豊富であったので単独での操船を任せでも無難に航行できるものと思い、自ら操船の指揮を執らなかった職務上の過失により、小島南東岸の浅所へ乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 2 月 1 8 日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 井 手 則 義

審判官 山 岸 雅 仁

審判官 高 橋 寿 則